

あなたの負担で修繕してください

次の表に掲げる修繕等は、入居者の負担となります。

区 分	費 用	
日常の費用にかか かる費用 退去時の修繕も同 様です。	畳	表替え、裏返し、へりの交換
	建 具	障子の張替え、襖の張替え、ガラスの取替え、錠類・戸車・レール・建具の軽微な修理、紛失による鍵の交換等
	壁及び天井	クレヨン、インキ、墨、手垢等の汚れ、油等の汚れ
	電 気 施 設	電球の取替え、笠・ソケット・コンセント・スイッチ類、その他事故による修理
	給排水施設	給水栓の修理及び取替え、水抜栓のき損及び凍結させた場合の修理、ゴムパッキンの取替え、凍結修理、排水管・トイレのつまり
	ガ ス	ガスコック廻りの故障等、取付器具の破損
そ の 他	物干し、調理台・コンロ台・戸棚等の小修理、物置の小修理、入居者が破損した設備等の修繕	
その他前各号に類する費用	住宅使用上、当然負担しなければならない費用	

※ 国土交通省が公表している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」とは、取扱が異なります。同ガイドラインは、賃料が市場家賃程度の民間住宅を想定しているものであり、政策的に家賃を低く抑えている県営住宅には適用されませんのでご注意ください。

県で修繕します

県の負担で修繕するのは、次のような場合です。

- 住宅及び共同施設の基礎、土台、主要構造部（床、柱、壁、屋根など）、給排水、電気、ガスの施設の幹線の破損部分

修繕を必要とする場合は、指定管理者へ連絡してください。

